

答申(個)第23号
平成27年(2015年)10月22日

札幌市教育委員会
教育長 長岡豊彦様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会長 常本照樹

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成27年7月16日付け札幌教児第198号及び第199号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市教育委員会教育長が行った個人情報一部開示決定処分(平成27年5月1日付け札幌教児第75号及び第76号)に対する審査請求

諮問(個)第26号
第27号

答 申

第1 審査会の結論

札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った「審査請求人の子が〇〇について、学校の職員会議や学年会議の議事録等書類一式」の個人情報開示請求（以下「本件請求1」という。）に対する一部開示決定処分及び「審査請求人の子が〇〇について、学校長が市教委に提出した報告書その他書類一式」の個人情報開示請求（以下「本件請求2」という。）に対する一部開示決定処分は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、平成27年3月18日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件請求1及び本件請求2を行った。

2 一部開示決定

処分庁は、同年3月31日付け札教児第505号及び第506号により、本件請求1及び本件請求2に対する決定期間の延長を通知した。

処分庁は、次の公文書に記録されている個人情報を対象として特定し、本件請求1に対し条例第16条第3号に該当することを理由として一部開示決定（以下「原決定1」という。）を、本件請求2に対し条例第16条第3号及び第7号ウに該当することを理由として一部開示決定（以下「原決定2」という。）を行い、同年5月1日付け札教児第75号及び第76号により審査請求人に通知した。

(1) 本件請求1に係る個人情報の内容

- ア 〇〇にかかわる修学旅行での出来事（〇月〇日〇〇から聞き取り）
- イ 今後の指導

(2) 本件請求2に係る個人情報の内容

- ア 中学1、2年における記録
- イ 生徒からの聞き取り内容及び生徒対応等
- ウ 日常の記録、対応等
- エ 外部対応
- オ 保護者（含議員他）対応記録
- カ 保護者持参の経緯説明、要望書、診断書等
- キ 学校の対応

3 審査請求

審査請求人は、処分庁が行った原決定1及び原決定2を不服として、同年5月13日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、諮問庁に対し審査請求（以下、原決定1に対するものを「本件審査請求1」、原決定2に対するものを「本件審査請求2」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原決定1及び原決定2を取り消し、原決定1及び原決定2により非開示とされた部分を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、以下の理由により原決定1及び原決定2は違法であるというものである。

- (1) 私の息子は〇〇と学校の不誠実な対応により心に深い傷を受けた被害者であるが、学校側からは、〇〇に関する納得できる説明がなく、対応不備による謝罪も無い。
- (2) 当事者はすべて同学年の生徒であり、氏名及び〇〇にどのように関わったのかは学校側から不十分ではあるものの説明は受けており、この期に及んで「特定の個人を識別することができる可能性」を理由に非開示とする理由が全く理解できない。
- (3) 〇〇の回答内容や学校による指導内容を知ることにより、加害者からの暴行を回避できる可能性が高くなるため、条例第16条第3号イに該当する。
- (4) 非開示となっている部分は〇〇の根幹を成す部分であり、学校の不誠実な対応の証明となる問題解決に関わる最も重要な部分であると推測できる。
- (5) そもそも正確な情報を我々に伝えていないことが問題が解決していない主たる原因であり、「開示することにより関係者との信頼関係が損なわれたり云々」という非開示理由に正当性があるとは到底考えられない。
- (6) 学校が問題解決への努力を怠ったことから、教育を受ける権利を著しく侵害されており、学校と教育委員会はその経緯を全て説明する必要がある。
- (7) 非開示理由の適用は、いずれも間違っており、〇〇の救済という視点が欠落している。
- (8) 〇〇に事実をすべて伝え、原因や問題点を検証し、今後の指導に役立てることが重要だが、教育委員会にはその姿勢が全く見られない。
- (9) 自分が提出した文書を非開示とすることは、ずさんな業務か文書の改ざんか知られては困る書き込みをした以外考えられない。
- (10) 非開示は責任回避のための隠蔽・秘匿が目的であり到底許されるべきものではない。よって請求をした個人情報はずべて開示されるべきである。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1及び本件審査請求2の対象となる個人情報について

本件審査請求1及び本件審査請求2の対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、本件請求1及び本件請求2に対して非開示とした次の情報である。

(1) 開示請求者本人以外の個人に関する情報

「〇〇にかかわる修学旅行での出来事（〇月〇日〇〇から聞き取り）」、「今後の指導」、「中学1、2年における記録」、「生徒からの聞き取り内容及び生徒対応等」、「日常の記録、対応等」、「保護者（含議員他）対応記録」「保護者持参の経緯説明、要望書、診断書等」及び「学校の対応」中の開示請求者本人である審査請求人の子以外の個人に関する情報

(2) 関係者とのやり取りに関する情報

「中学1、2年における記録」、「日常の記録、対応等」、「外部対応」、「保護者（含議員他）対応記録」及び「保護者持参の経緯説明、要望書、診断書等」中の学校教育の場における指導や相談事務に係る関係者とのやり取りに関する情報

(3) 所見に関する情報

「中学1、2年における記録」、「保護者（含議員他）対応記録」中の学校教育の場における指導や相談事務に係る学校担当者の所見に関する情報

2 本件対象個人情報を非開示とする理由について

(1) 条例第16条第3号該当性について

前記1(1)の非開示情報は、開示請求者本人である審査請求人の子以外の特定の個人を識別することができるため、条例第16条第3号に該当し、かつ例外的に開示される情報を定めた同号ただし書アからウのいずれにも該当しないため非開示とした。

(2) 条例第16条第7号ウ該当性について

前記1(2)の非開示情報は、学校教育の場における指導や相談に係る事務に関する情報であって、学校が関係者から得た情報や関係者とのやり取りに関する記録等の情報である。これらを開示することにより関係者との信頼関係が損なわれたり、関係者の協力が得られにくくなったりするなど、今後の学校教育の場における指導や相談事務等において、著しい支障を及ぼすと認められる。

また、前記1(3)の非開示情報は、学校教育の場における指導や相談事務に係る学校担当者の所見の情報であり、これらを開示することにより、学校教育の場における指導や相談事務等の執行に著しい支障を及ぼすと認められる。

したがって、条例第16条第7号ウに該当するため非開示とした。

(3) その他

ア 本件請求対象個人情報のうち、学校側が開示請求者本人及び審査請求人に対し説明している部分については開示しており、それ以外の個人情報については条例第16条第3号及び第7号ウに該当するため非開示としている。

イ 本件請求対象個人情報の一部を非開示としたことについて、審査請求人が主張するような、教育委員会が不都合な部分を隠ぺいしている事実はない。

ウ 審査請求人の主張は独自の見解に基づくものであるため、原決定を取り消す理

由にはなりえない。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、原決定1及び原決定2の妥当性について検討する。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求1及び本件請求2に対して諮問庁が非開示とした次の情報であると認められる。

(1) 開示請求者本人以外の個人に関する情報

「〇〇にかかわる修学旅行での出来事（〇月〇日〇〇から聞き取り）」、「今後の指導」、「中学1、2年における記録」、「生徒からの聞き取り内容及び生徒対応等」、「日常の記録、対応等」、「保護者（含議員他）対応記録」「保護者持参の経緯説明、要望書、診断書等」及び「学校の対応」中の開示請求者本人である審査請求人の子以外の個人に関する情報

(2) 関係者とのやり取りに関する情報

「中学1、2年における記録」、「日常の記録、対応等」、「外部対応」、「保護者（含議員他）対応記録」及び「保護者持参の経緯説明、要望書、診断書等」中の学校教育の場における指導や相談事務に係る関係者とのやり取りに関する情報

(3) 所見に関する情報

「中学1、2年における記録」、「保護者（含議員他）対応記録」中の学校教育の場における指導や相談事務に係る学校担当者の所見に関する情報

3 条例第16条第3号の該当性について

(1) 本号は、開示請求者本人である審査請求人の子以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により審査請求人の子以外の特定の個人を識別することができるものについては、ただし書ア、イ又はウに掲げる情報を除き、非開示とすることができる趣旨の規定である。

(2) 前記2(1)の非開示情報は、開示請求者本人である審査請求人の子以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、本号本文に該当する。

(3) 審査請求人は、前記第3の2(3)のとおり主張するが、これらの情報を開示することと、審査請求人が主張する危険性の回避との間に直接的な関連性があるとまで

は認められないことから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象個人情報を開示することが必要であるとまでは認められず、本号イに該当しない。

また、これらの情報は、法令等の規定により若しくは慣行として審査請求人の子が知ることができ、若しくは知ることが予定されている情報又は審査請求人の子以外の個人が開示されることについて同意した情報ではないため、本号アに該当せず、本号ウに該当しないことは明らかである。

したがって、これらの情報が本号に該当するとして非開示とした諮問庁の判断は妥当である。

4 条例第16条第7号ウの該当性について

(1) 本号ウは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

(2) 関係者とのやり取りにかかわる記載部分について

前記2(2)の非開示情報は、学校教育の場における指導や相談に係る事務を行う上で必要な関係者とのやり取りに関する情報が記載されていることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、これらの情報は、関係者との信頼関係に基づき任意で提供されたものであり、開示を前提としておらず、これらの情報を開示することにより、当該関係者との信頼関係が損なわれ、今後その協力が得られなくなるおそれがある。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

(3) 所見にかかわる記載部分について

前記2(3)の非開示情報は、学校教育の場における指導や相談に係る事務に関する学校担当者の所見を記載したものであることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、これらの情報は、実際に指導や相談にあたった学校担当者が、その主観に基づく所見をありのままに記録した情報であると認められる。これらの情報がすべて開示されるということになれば、生徒や保護者に誤解や予断を与えるおそれがあり、また、学校担当者においても、このような事態が生ずることを懸念して、主観的要素を含む事項をありのままに記録することをためらい、その結果、各記録が形骸化し、継続的な指導が事実上困難となるおそれがある。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

5 その他

審査請求人は、教育委員会の対応等について種々主張しているが、これらは本件請

求に係る開示・非開示の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断する事柄ではない。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成27年 7月16日	諮問書及び諮問庁の一部開示理由説明書を受理
平成27年 7月22日	審査請求人に諮問庁の一部開示理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成27年 8月11日	審査請求人より意見書を受理
平成27年 8月27日 (第139回審査会)	審議 (事案の経過・概要等)
平成27年 9月10日 (第140回審査会)	審査請求人及び諮問庁からの事情聴取及び審議
平成27年10月15日 (第141回審査会)	審議
平成27年10月22日	答申